天童市自殺対策計画(案)の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、1998(平成10)年以降14年間連続で年間3万人を超えていた。2006(平成18)年に「自殺対策基本法」が制定され、それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺が「社会問題」と捉えられるようになった。「誰も追い込まれることのない社会」の実現を目指して、2016(平成28)年4月に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村における自殺対策計画の策定が義務づけられた。

自殺対策が、「生きることの包括的な支援」として総合的な取組になるように保 健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を強化し、効果 的な自殺対策を推進していくため「天童市自殺対策計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

国の「自殺総合対策大綱」や県の「いのち支える山形県自殺対策計画」のほか、 本市の「第七次天童市総合計画」及び「第二次健康てんどう21行動計画」等の 基本を踏まえながら、関連諸計画との整合性を図る。

3 計画期間

2019(平成31)年度から2023年度までの5年間とする。なお、進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

4 計画の基本理念と数値目標

『誰も自殺に追い込まれることのない天童市』の実現を目指し、2026年までに現状の自殺死亡率と比べて30%以上減少させることを目標とする。

5 計画の構成

- 第1章 計画策定の趣旨等
- 第2章 天童市における自殺の現状と課題
- 第3章 天童市における自殺対策の基本理念
- 第4章 天童市における自殺対策の施策
 - 1 基本施策
 - 【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化
 - 【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成
 - 【基本施策3】 市民への周知と啓発
 - 【基本施策4】 生きることの促進要因への支援
 - 【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - 2 重点施策
 - 【重点施策1】 失業者・無職者・生活困窮者の自殺対策
 - 【重点施策2】 子ども・若者の自殺対策
- 第5章 天童市における自殺対策の推進体制